



島根県報

平成28年2月19日（金）

号外第18号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第111号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	久利静間線	大田市長久町延里708番3地先から同710番1地先まで	前	メートル 4.80～ 14.32	メートル 206.52	道路改良工事 拡幅
			後	13.30～ 22.86	206.52	
"	"	大田市長久町延里710番1地先から同市静間町1062番3地先まで	前 A	3.50～ 30.00	1,533.30	県央県土整備 事務所大田事 業所 左記のA、B及びC は、関係図面に表示 する敷地の区分をいう。 道路改良工事 トリプルウェイ
			A	3.50～ 30.00	1,533.30	
			後 B	8.40～ 23.95	1,290.00	
		C	16.12～ 32.65	30.90		
		大田市静間町1250番1地先から同地先まで				

島根県告示第112号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三瓶山公園線	大田市三瓶町池田字壺里松2549番3地先から同地先まで	メートル 131.14	平成28年 2月19日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口573番10地先から同番5地先まで	116.00	平成28年 2月19日	益田県土整備事務所	